

核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会設置規則

制 定 平成18年12月19日 規則第3号

(趣旨)

第1条 核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の大型ヘリカル装置における重水素実験について、安全性、実験環境等の評価のため、「核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、所長の諮問に応じ、重水素実験に関し、次に掲げる事項について審議する。

(1) 安全性に関すること

- ① トリチウムの除去・処理・処分（運搬を含む）に関すること
- ② 中性子の遮蔽に関すること
- ③ 放射性廃棄物の管理に関すること
- ④ 周辺環境の監視・測定に関すること
- ⑤ 地震その他の災害時の対応・体制に関すること
- ⑥ その他安全性の確保に関すること

(2) 実験環境に関すること

- ① 重水素実験開始に関すること
- ② 重水素実験実施に関すること

(3) 「研究所周辺環境の保全等に関する協定書」に関すること

(組織)

第3条 委員会は、研究所外の者で次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) トリチウムの専門家のうちから若干名
- (2) 放射線の専門家のうちから若干名
- (3) プラズマの専門家のうちから若干名
- (4) 地元の関係者のうちから若干名
- (5) その他研究所が必要と認めた者

2 前項の委員は、所長が委嘱する。

(任期)

第4条 第3条第1項の委員の任期は、委嘱された日から任務終了までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから所長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(オブザーバー)

第6条 委員会は、関係する地元自治体へオブザーバーの出席を求めることができる。

2 オブザーバーは、委員会において意見を述べるができるものとする。

(委員会の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、委員長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により委員会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(部会)

第8条 委員会に、必要に応じて、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究所管理部経営企画課において行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年12月19日から施行する。